

水郷ひた河川を美しくする条例(案)について (概要)

1. 目的・理由

日田市は、美しい山々に囲まれたまちで、豊富な水に恵まれていることから「水郷（すいきょう）ひた」と呼ばれています。

雄大な森林から生まれた水は、多くの河川を流れ、豊かな自然環境を作りだし、たくさんの文化及び歴史を育て、市民生活にうるおいと安らぎを与えてきました。

この自然環境は私たちの大切な財産であり、これらを次の世代に引き継いでいくことが必要です。

これまで日田市は、市民及び関係団体と協力し、河川環境改善に向けて様々な活動をしてきました。これからも河川が美しくなるように皆が役割を果たし、最善の努力を積み重ねることを決意して、この条例を制定するものです。

2. 内容

前文

第1章 総則

- 第1条 目的
- 第2条 定義
- 第3条 市の責務
- 第4条 市民の責務
- 第5条 事業者の責務
- 第6条 協力
- 第7条 関係機関との連携等

第2章 河川の汚濁防止

- 第8条 広報活動、環境教育
- 第9条 投棄の禁止
- 第10条 生活排水の浄化
- 第11条 事業用排水の水質の向上
- 第12条 洗剤の使用
- 第13条 肥料等の適正使用

第14条 野外活動を行う者の義務

第3章 水質等の検査

第15条 水質等の検査

第4章 雑則

第16条 指導及び助言

第17条 法令等の遵守

第18条 委任

3. 施行予定日

令和3年1月1日